諮問庁：北九州市教育委員会
諮問日：令和７年１２月３日（諮問第９２号）
答申日：令和８年９月１８日（答申第９２号）

答　申　書

第１　審査会の結論

北九州市教育委員会教育長が行った一部開示決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った令和７年４月２５日付け北九教学徒第１３６号による保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、「不存在」を理由とされた行政文書について、記録として残すべき多くの文書がこれに含まれているため、メモ書きを含めその存在の見直しと、改めての開示を求める。

理由が説明されていない不開示文書についても、その存在の見直しと、改めての開示を求める。

２　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　いじめ重大事態の調査は、その性質上、真相究明と再発防止を目的とするものであり、被害生徒本人とその保護者に対しては、可能な限り詳細な情報が共有されるべきである。

⑵　本件は、学校内で発生した重大な事件事故であるにもかかわらず、現在に至るまで、学校及び教育委員会から、被害者本人及び保護者に対して、十分な説明責任が果たされていない。このような状況下において、調査報告書の裏付けとなるべき情報が不開示とされたことは、情報公開の原則に反し、当事者の知る権利を著しく侵害するものである。

⑶　学校の教員及び教育委員会職員は、公務員としての職責として、児童生徒の安全確保といじめ防止に努める義務を負っている。いじめ重大事態においては、その対応状況を詳細に記録・保管することが、職務を全うする上で当然に求められる行為である。いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）に基づき、学校にはいじめを早期に発見し、適切に対処する義務がある。この義務を果たすためには、いじめや生徒の心身の状況に関する記録を作成・保存しておくことが不可欠である。これらの文書が存在しないという判断は、学校

が法令や文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定められた職務上の義務を怠っていたことを認めるものであり、教育機関としての信頼を著しく損なう。したがって、被害生徒本人にまつわる上記のような文書が存在しないという判断は、法令及び職務上の義務に反し、極めて不誠実な対応と言わざるを得ない。実際にいじめ重大事態が発生し、調査が実施されたにもかかわらず、その原因や背景、被害者の状況に関する文書がほとんど存在しないというのは、社会通念上、極めて不自然かつ不合理である。

⑷　情報が開示されないことは、一連の対応における問題点を検証し、改善を促す上で不可欠な情報が隠されることを意味する。これにより、真相究明と再発防止策の策定が阻害されるだけでなく、被害生徒及び保護者の不信感をさらに増幅させることになる。いじめの被害を受けた生徒本人が、自身の被害に関する情報にアクセスできないことは、それ以上に大きな不利益をもたらす。適切な情報開示は、今後の調査の透明性と公平性を高め、関係者の信頼を得る上で不可欠である。

⑸　法第２８条（重大事態の調査）は、重大事態発生時の「事実関係を明確にするための調査」を義務付けており、被害者や保護者が調査結果を知ることは、被害者救済としての再発防止や心理的な安心を得る上でも不可欠である。最高裁判例（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）関連）においても、「自己に関する情報は、原則として本人が知ることができるべき（自己情報コントロール権）」という考え方が支持されている。真実を知り、何が起こったのかを理解することは、被害者が自身の尊厳を取り戻し、未来へ向かって進むために不可欠な要素である。情報が不開示・不存在とされることは、被害回復への道を閉ざすに等しい行為である。

⑹　法及びガイドラインは、いじめ重大事態の迅速かつ適切な対処、真相究明、及び再発防止を強く求めているが、本件においては、学校及び教育委員会から、現在に至るまで、被害生徒本人及び保護者に対して、これらの法令・ガイドラインに基づく十分な説明責任が果たされていない。

⑺　調査報告書が作成されたにもかかわらず、その根拠となる主要な情報が不存在というのは、被害者にとって、調査報告書の結果を検証する手段を奪うものであり、調査報告書の内容の透明性と納得性を著しく損ない、調査の公平性・客観性に対する疑念を生じさせ、結果として、教育行政への信頼を損なう。

⑻　学校や教育委員会がどのように対応したのかを明らかにすることで、今後の再発防止策や体制強化に役立ち、類似事案への予防的効果をもたらす。また、学校や教育委員会は公的機関であり、適切な対応を行ったかどうかについて住民（市民）への説明責任がある。

⑼　国の「情報公開法」や地方自治体の「情報公開条例」は、公益性が高い情報については開示することが原則で、いじめの重大事態に関する調査は、「子どもの命や尊厳にかかわる重大な人権問題」であり、高い公益性がある。

⑽　「不存在」とされたものについても、メモや内部資料を含めて、その有無を再確認のうえ、改めて開示を求める。特に学校内での事故・対応に関する情報は、職務上通常、記録として残すべき性質のものであるにもかかわらず、「不存在」とされているのは、①管理がずさんであるか、②意図的に記録を残していない、という不自然な状態が疑われる。

⑾　「校内いじめ問題対策委員会の記録」「保護者との面談記録」「養護教諭・担任・顧問による生徒の心身状況の記録」など、通常業務として作成・保存されるべき文書が「不存在」とされたことに対し、教育長がそれを是認し、処分を正当化する姿勢そのものが、重大な行政上の問題である。記録を作成していなかったことを「不存在」とする判断は、職務義務違反を理由に情報開示を拒否する極めて不適切な対応といえる。

⑿　教育機関として、法及びガイドラインに基づく記録作成・保存の職務義務が存在しているにもかかわらず、「記録していなかったから不存在」とするのは、職務義務違反をもって開示拒否を正当化するに等しい論理破綻である。教育長は北九州市の教育行政の最高責任者であり、その立場としては、記録の不存在を問題視する立場であるべきであって、それを肯定・是認するのは説明責任の放棄と受け止められる。これを通例化すれば、教育現場において「記録を残さなければ情報開示を免れられる」という悪しき前例となり、情報公開制度の根幹が揺らぐ。

⒀　北九州市教育委員会が関与したいじめ重大事態「調査報告書」（令和７年７月１８日、市ＨＰで公表）では、「学校いじめ防止基本方針及び年間計画の通りに実施されているか、実施記録が保管されていないため確認できなかった」、「校内いじめ問題対策委員会には議事録が全く残っていなかった」、「保護者と面談した記録、家庭訪問の際の記録も作成されていなかった」と、記録の欠如が重大な問題として明記されている。これらは、単に「記録を作成しなかった」ことが結果として問題となったというだけでなく、重大事態への対応が制度的・組織的に機能していなかったことを示す客観的事実である。教育長がその報告書の趣旨を無視し、「当時記録していなかったから不存在」とだけ述べるのは、第三者委員会の調査結果を軽視し、自己の判断で法的・行政的責任を矮小化しようとする態度であり、重大な問題である。

⒁　請求された文書の内容（校内いじめ問題対策委員会協議記録・メモ・報告、スケジュールなどの活動記録、養護教諭（保健室利用や怪我が起きた際の相談の記録など）・担任等による心身不調の記録（特にメンタルに関する記録）、保護者との面談記録、いじめに関する観察・対応記録　等）は、通常、作成され、一定期

間保管されているべき情報である。これらがすべて「不存在」とされること自体が、社会通念上きわめて不自然かつ不合理である。通常の職務の適切な履行がなされていれば、これらの記録がすべて存在しないという状況は考えにくい。

⑮　これらの文書が「当時存在しなかった」「作成されていなかった」ということであれば、教育委員会としては、その事実自体を重く受け止め、再発防止策と管理体制の是正を公に行うべきである。それをせずに「記録していなかったから不存在」とし、その判断をもって処分の正当性を主張することは、被害生徒本人及び保護者の「知る権利」の侵害、調査報告書の検証可能性の否定、教育行政機関による「説明責任の放棄」につながる。

⑯　教育委員会の主張は、開示請求の対象文書について、存在する文書は開示済みであり、残りの不存在処分は正当であるという形式的な結論を繰り返すのみで、私が提起した行政の記録作成義務の履行及び不存在判断に至る文書確認の合理性という本質的な論点に対する具体的な説明責任を果たしていない。審査請求手続きにおいて、具体的な文書の再確認を求める要求に対し、実施の有無や結果を含め一切回答していない。

⑰　教育長が今後は記録を取るよう再発防止に取り組むと述べることは、過去の記録作成が不適切であったことを認めることに他ならない。当該校では当時記録を取る規定がなかったという校内ルールの不備は、上位法令に基づく義務（法に基づく対応義務、公文書管理の趣旨に基づく記録義務）を免じる根拠にはならない。

⑱　本件不存在処分の判断は、行政の職務上の義務の不履行という過失に基づくものであり、さらに審査請求人による文書の再確認要求を無視したという手続き上の不当性を伴っている。

第３　処分庁の主張

１　処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　本件審査請求の論点は、いじめ重大事態についての学校文書について、多くの文書を「不存在」としたものは、記録として残すべき性質のものであり、不自然な状態であるか否かの点にあるが、次の理由で、本件処分は正当である。

⑵　対象文書のうち、いじめに関するもの及び怪我や心身の不調に関するものについて、学校が認識し、記録が残されているものは、開示を行っている。

⑶　いじめ重大事態の調査に関するものについて開示できるものは、令和７年４月２５日付「保有個人情報一部開示決定通知書」第１３５号文書で示しており、開示を行っている。

⑷　校内いじめ問題対策委員会の記録については、①管理がずさんであるか、②意図的に記録を残していないということが疑われているが、当該校では当時記録を

行うことをしておらず、メモ書きを含め、記録が存在しないものである。存在する文書については、全て全部開示又は一部開示を行っており、現に存在しないものを「不存在」と判断したものである。

⑸　いじめ重大事態の調査結果は、ガイドラインに沿って適切に公表し、情報共有を行っており、法第２８条が定める趣旨に反するということには当たらない。

⑹　学校の校内いじめ問題対策委員会の記録が行われていなかったことは、いじめ重大事態の調査報告書でも指摘されており、教育委員会としても重く受け止め、再発防止に努めている。しかし、今回の請求文書については、事実として記録が存在せず、開示すべき文書は「不存在」と判断したものである。審査請求人が主張する「論理破綻」、「説明責任の放棄」、「情報公開制度の根幹が揺らぐ」ということには当たらない。

⑺　いじめ重大事態の調査報告書で、記録の欠如が重大な問題として指摘されていることは、事実である。教育委員会は調査結果を重く受け止めており、再発防止に向け、議事録や面談記録の作成等について徹底を図るよう、再発防止に全力を注いでいる。また、記録が存在しなかったことについて、処分庁による不開示・不存在処分の正当化は行っていない。

２　結論

よって、本件処分に何ら違法及び不当な点はないから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第４　審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

①　令和７年１２月　３日　　諮問の受付
②　令和８年　２月２５日　　審議
③　令和８年　５月　７日　　審議
④　令和８年　６月１２日　　処分庁からの意見聴取、審議
⑤　令和８年　８月２０日　　審議
⑥　令和８年　９月１５日　　審議

第５　審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

１　本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、以下のとおりである。

● 学校における開示請求者（以下「請求者」という。）に関するものすべて（成績表とテストの特点以外）

● 学校における請求者のいじめに関するもの、交友関係のトラブルに関するものも含むすべて

具体的には以下の⑴から⑽文書を含むすべての文書とメモ等の記録もすべて

⑴ 学校職員と保護者とのやり取りの記録すべて

⑵ 請求者の怪我や心身の不調に関するものすべて

・令和２年１２月２２日、令和３年３月３０日、５月２２日の首から上の怪我の対応の履歴と管理職・教育委員会への報告

・養護教諭の記録・教育委員会とスポーツ振興センター報告の文書　など

⑶ 教育相談や家庭訪問・個人面談・三者面談等での本人・保護者との面談の記録など

⑷ 出欠の記録　欠席理由も

⑸ 交友関係のトラブルに関するもの

⑹ 調査報告書の別表１：調査事項一覧表にある出来事に関するものすべて

⑺ 令和３年１１月１１日の面接後に校内で内容を共有したときの記録と今後の対応について検討したという際の記録

⑻ 令和３年５月初めの家庭訪問中の部活動での体育館掃除の際、個別面談で先生が記録を録っていたタブレットの中の部員一人一人の面談記録。タブレットの中の請求者に関する記録すべて

⑼ 令和２年度から令和４年度までの校内いじめ問題対策委員会の活動スケジュールとその活動記録などがわかるものすべて

⑽ 転校に関するもの　転校先とのやり取り

２　関係する法令について

法第２８条第１項は、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめによる重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとすると規定し、第２項で、学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとすると規定している。

３　不存在とした文書について

処分庁が、不存在とした文書は、以下の文書である。

⑴　「請求者の怪我や心身の不調に関する令和２年１２月２２日、令和３年３月３０日、５月２２日の首から上の怪我の対応の履歴と管理職・教育委員会への報告」
⑵　令和３年３月３０日の怪我に関するもの以外の「請求者の怪我や心身の不調に関する養護教諭の記録、教育委員会とスポーツ振興センター報告の文書」
⑶　請求者との面談記録以外の「交友関係のトラブルに関するもの」
⑷　請求者の保護者とのやり取り及び請求者との面談記録以外の「調査報告書の別表１、調査事項一覧表にある出来事に関するもの」
⑸　「令和２年度から令和４年度までの校内いじめ問題対策委員会の活動スケジュールとその活動記録などがわかるもの」

４　不存在の妥当性について

当審査会において処分庁に確認したところ、「当該校では当時、学校の校内いじめ問題対策委員会の記録を行うこととしていなかったため、一部作成すべき文書が作成されていなかった等、文書の記録、保管は不十分な部分があったことは事実」との説明があった。法第２８条の趣旨を踏まえると、重大事態に係る事実関係を明確にするためにも、またいじめを受けた児童等及び保護者に対し情報を適切に提供するためにも、一部の文書が作成されなかったことについては、適切でなかったというべきである。

しかしながら、これらの文書が実際に作成されておらず、存在しない以上、当審査会としては、不存在と判断せざるを得ない。

また、処分庁は、上記３の文書について、「事実として記録が存在せず、「不存在」と判断した。学校が認識し、記録が残されているものはすべて開示を行っている」としており、請求にかかる文書については、「他に処分庁として書類を作成したり、受け取ったりしているものが一切なく、メモや内部資料も含めて、記録が存在しない」と説明している。

当審査会としても他にどのような文書が存在し得るか定かでなく、当該文書が存在することをうかがわせる特段の事情も存在しないため、不存在とした処分庁の判断は妥当と判断する。

５　審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

６　まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第１のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長職務代理者　姜　　信　一
委員　　重　永　酉　子
委員　　神　原　ゆうこ
委員　　川　島　悠　子